

中区障害者自立支援協議会ホームページ運営ガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、中区障害者自立支援協議会ホームページ（以下「本ホームページ」という。）の適正な運営を図り、区民が障害福祉に関する必要な情報へ適切にアクセスできる環境を整備することを目的とする。

あわせて、障害者総合支援法に基づく協議の場として、公平性・中立性・公益性を確保した情報提供を行うことを目的とする。

2. 基本原則

本ホームページに掲載する情報は、次の各号に掲げる原則に基づくものとする。

(1) 公益性

区民全体にとって有益であり、障害福祉の理解促進及び利用者の適切な意思決定に資する内容であること。

(2) 中立性及び公平性

特定の法人、事業所又はサービスに偏らず、公平な情報提供であること。

(3) 非誘因性

利用者の意思決定を歪めるおそれのある誘因的な手法を排除し、適切な情報提供に徹すること。

3. 掲載内容の基準

(1) 掲載可能な内容

本ホームページに掲載できる内容は、次に掲げるものとする。

- ア 障害福祉制度に関する情報
- イ 相談窓口及び支援機関に関する情報
- ウ 地域資源に関する客観的情報（所在地、サービス種別等）
- エ 研修、講座、イベント等の公益性を有する情報
- オ その他、事務局が適当と認めるもの

(2) 掲載できない内容

次に掲げる内容は掲載しないものとする。

ア 利益供与又は誘因行為に該当するもの

障害福祉サービスは公費負担により提供されるものであり、利用者によるサービス選択はサービス内容及び質に基づき自発的に行われるべきものである。このため、以下の行為を伴う内容は掲載しない。

- ・金品、謝礼、祝い金等の提供を伴うもの
- ・利用者紹介に対する報酬又は利益供与
- ・就職、利用継続等に対する金銭的インセンティブの付与
- ・就労の斡旋に対する対価の授受

イ 過度な営業又は誘導に該当するもの

- ・特典、割引、期間限定等を強調する表現
- ・他事業所と比較した優位性の強調（例：No.1、最高等）
- ・利用を過度に勧誘する表現

ウ 誤認を招くおそれのあるもの

- ・実績や成果の誇張
- ・利用者事例の過度な強調
- ・公的機関が推奨しているかのような誤解を招く表現

エ その他不適切と認められるもの

行政の集団指導等において禁止されている行為に抵触するもの、又は本ホームページの趣旨に反すると事務局が判断したもの

◇◆禁止されている行為◆◇ ・昼食代を無料としている。 ・利用者が友人を紹介すると、紹介した者と紹介された者に金品を授与。 ・就職すると利用者に祝い金を出す。 ・就労継続支援A型に雇用され6か月以上働く場合に祝い金を出す。 ・就職を斡旋した事業所に金品の授与を行っている。

4. 掲載申請及び審査手続

- (1) 掲載を希望する者は、所定の方法により毎月末日までに事務局へ申請するものとする。
- (2) 事務局は申請内容について事前確認を行い、必要に応じて修正を求めることができる。
- (3) 掲載の可否は、原則として毎月第1水曜日に開催する事務局会議において審査する。
- (4) 審査結果は申請者に通知し、掲載可とされたものについては原則として第2月曜日までに本ホームページへ掲載する。

5. 事務局の権限

- (1) 掲載の可否については、事務局が最終的に判断する。
- (2) 本ガイドラインに適合しないと認められる場合は、掲載を行わない。
- (3) 掲載後においても、不適切な内容が判明した場合は、事務局の判断により削除を行うことができる。

6. 責任の所在

- (1) 掲載内容の正確性及び適法性については、申請者が責任を負うものとする。
- (2) 本協議会は、掲載情報の完全性、正確性及び有用性について保証するものではない。

7. 附則

本ガイドラインは、必要に応じて見直しを行い、事務局会議の承認を経て改定することができる。

附則

本ガイドラインは、令和8年6月1日より施行する。